

## 第3回北広島市市民協働推進会議

日 時	令和3年1月18日(月) 18:00~18:30
会 場	北広島市役所3階 会議室3D
出席委員	及川正勝委員、福与春美委員、成田俊樹委員、村上廣四委員、川辺栄子委員
事務局 市出席者	【市民環境部】高橋部長 【市民参加・住宅施策課】安田課長、立野主査、池田主任

### 1. 開 会

**事務局**：定刻になりましたので、ただいまより、令和2年度第3回北広島市市民協働推進会議を開会いたします。

はじめに、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民協働推進会議設置条例第6条第3項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

### 2. 報告事項

**事務局**：それでは、ここからの進行は及川会長の進行でお願いしたいと思います。及川会長、よろしくお願い致します。

**議 長**：議題に入る前に、本会議を公開とし、会議録を作成・公表したいと考えますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

では会議を公開とし、会議録を公表することと致します。

次に、会議録署名委員の指名ですが、本日は川辺委員にお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、報告事項(1)「公益活動団体との協働指針の改定について」、事務局から説明をお願いします。

**事務局**：それでは、報告事項(1)「公益活動団体との協働指針の改定について」説明させていただきます。

まず、資料1「公益活動団体との協働指針の改定について」をご覧ください。前回の会議以降の経過を記載しております。前回8月24日の推進会議におきまして、協働指針の見直しにつきまして、改定案をお示してご説明させていただきました。皆様からいただいたご意見をまとめたものを、9月24日付で推進会議から市へ答申という形でいただいております。

その後、案の一部修正を行っております。修正内容は、資料1の下の方にな

## 第3回北広島市市民協働推進会議

りますが、公益活動団体の範囲の概念図を修正しております。

この指針におきましては、対象をNPOや地縁団体、公益法人、共益的団体と広い範囲を対象としていることを示すための図ですが、変更前では、輪で範囲を広げていく様子を示してはいましたが、外側が内側を含むように見えてしまうことから、変更後のように、別々に記載しました。

「2パブリックコメント」の結果についてですが、変更後の改定案をもとに12月1日から1月4日までパブリックコメントによる意見の募集を行いました。提出意見はありませんでした。

「3今後の予定」としましては、この案を最終案として市の意思決定会議であります庁議を経て決定し、令和3年4月に公表を予定しております。

次に、資料②をご覧ください。こちらが改定案の指針です。指針の内容につきましては、前回の会議でご説明しておりますので、省略させていただきますが、先ほど説明した通り2ページの図を変更しています。

続きまして、資料③をご覧ください。こちらは指針の概要版です。パブリックコメントの際も、指針と一緒に概要版もお示ししております。

この概要版は基本的には、指針を要約しているものですが、2ページでは、「協働でまちづくりのイメージ」を図で示して、市民、団体、市の関わりを理解してもらえらるようしております。また、3ページの中段からの【協働でどんな課題が解決できるの】という部分では、事例を掲載して協働の具体的なイメージがしやすいような内容としています。

来年度以降は、改定した指針に沿って公益活動団体との協働の推進に向けた取り組みを実施してまいります。

説明は以上です。

**議長**：ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

《意見・質問等なし》

それでは以上で、報告事項(1) 公益活動団体との協働指針の改定についての審議を終了いたします。

続いて、報告事項(2) 指定NPO法人の手続きの変更に係る条例改正について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**：報告事項(2)「指定NPO法人の手続きの変更に係る条例改正について」説明させていただきます。

「1. 指定NPO法人」ですが、まず、広くNPO法人について説明いたします

## 第3回北広島市市民協働推進会議

と、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、営利を目的としないことなどの要件を満たす団体が簡易な手続きで法人格を取得できるものであります。福祉・医療・教育・まちづくりなど様々な分野で活躍しており、社会において重要な役割を担っています。

指定 NPO 法人は、資料に記載のとおり、「NPO 法人のうち運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、条例等に定めた基準に適合したものとして、北広島市条例による指定を受けた NPO 法人です。指定の条件や手続き等は、市の条例「北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」で規定しています。

現在市内には、34 の NPO 法人がありますが、そのうち指定 NPO 法人は 2 つあります。

次に、認定 NPO 法人についてですが、指定 NPO 法人と同じように、「NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したもの」ですが、認定するのは、都道府県知事になります。指定の条件や手続き等は、国の法律「特定非営利活動促進法」で規定しており、北海道では、12 の法人が認定を受けております。

また、※印にあるように、設立 5 年以内の NPO 法人を対象として認定の要件が緩和されたもので、特例認定 NPO 法人というのもございます。

(2) 寄付者に対する税制上の措置にありますように、指定 NPO 法人、認定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、各種税において、寄附金税額控除が適用されます。

市の指定 NPO であれば、個人市民税の税額控除、道の認定 NPO であれば、所得税、道民税、市民税の税額控除が受けられます。

NPO 法人に対する寄附を促進し、NPO 法人の活動を充実させるために実施しております。ここまでが、各 NPO 法人の説明です。

次に「2 条例改正」についてですが、令和 2 年 12 月 9 日に特定非営利活動促進法の一部が改正され、道が認定する、認定・特例認定 NPO 法人に関する手続きが変更となりますので、市の指定 NPO 法人に関する手続きについても同様に変更するため、2 月に開会する令和 3 年第 1 回定例会に条例改正を提案するものです。

改正の内容は、囲みの中に記載しております。

まず 1 点目は、個人情報保護の強化を目的としまして、住所を公表等の対象から除外するものです。

指定 NPO 法人は、要求があった場合には、役員名簿を閲覧させなければなりません。名簿には、役職、氏名、住所、報酬の有無を記載しておりますが、そのうち、個人の住所については、閲覧項目から除外することとするものです。

## 第3回北広島市市民協働推進会議

2点目は、事務負担の軽減を図るための提出書類の削減です。  
認定NPO法人や指定NPO法人は、毎事業年度、様々な書類の提出が必要となりますが、そのうち①の「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類については、提出を不要とします。  
②の「役員報酬規程」・「職員給与規程」については、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とします。  
施行日は、法の施行に合わせて令和3年6月9日とします。  
今回の改正はいずれも、団体からの要望をもとに見直しを図るもので、このほか、法改正の中には、NPO法人の設立時に現在は、1か月間の縦覧期間を設けているところを、2週間に短縮して、設立手続きにかかる期間の短縮を図るものもございます。  
指定NPO法人の手続きの変更に係る条例改正についての説明は以上です。

**議長**：ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

《質問・意見等なし》

それでは以上で、報告事項(2) 指定NPO法人の手続きの変更に係る条例改正についての審議を終了いたします。

### 3. その他

**議長**：続いて、その他として事務局から何かありますか。

**事務局**：1月24日をもって、現在の推進会議委員の任期が満了となります。

及川様、成田様、福与様、村上様につきましては、2期にわたり、川辺様は今期、市民協働の推進にご尽力いただき、ありがとうございました。

今後につきましては、この度改定いたします指針に沿って更なる協働の推進に向けて取り組んで参りたいと思いますが、これまでの審議や各種補助金制度につきましては審査や評価等を行っていただいた中で、今後に向けて、ご意見やご助言などございましたら、いただけたらと思います。

**議長**：ただいま事務局からご意見等あればとのことでしたが、皆様いかがでしょうか。

それでは皆さま特にないようですので、代表して私の方から一言述べさせていただきます。

《会長挨拶》

## 第3回北広島市市民協働推進会議

---

**事務局**：それでは、任期を終えられる皆さんは今回が最後の会議ということで、もしよろしければ、一言ずつご挨拶いただけたらと思います。

《各委員からの挨拶》

**事務局**：任期を終えられる委員の皆様につきましては、今後は、より広い立場から本市市民協働の推進のため、御指導、御支援いただければ幸いです。  
また、川辺様については、次期の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**議長**：最後に委員の皆様から、何かありますか。

《特になし》

### 4. 閉会

**議長**：それではこれをもちまして、令和2年度第3回市民協働推進会議を閉会します。  
皆さん本日はお疲れ様でした。

議事録署名

---